

## ～ 承認申請に必要な書類 ～

(⇒のマークは書類を入手するところ)

- この申請は、補助金の交付申請ではなく、まずは、『対象者として該当する』という承認を受けるために必要な申請です。

**承認申請の受付期間：4月～12月（開庁日）**

申請期限は住宅取得（新築表示登記）後1年以内ですが、受付期間内での申請が必要です。

- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 大垣市子育て世代等住宅取得支援事業利子補給承認申請書（第1号様式）  
⇒住宅課窓口、大垣市ホームページ
- 世帯全員の住民票の写し（交付から3か月以内のもの）【原本】  
※「続柄」は必要、個人番号（マイナンバー）は記載されていないもの  
⇒窓口サービス課、サービスセンターなど
- 金融機関等との金銭消費貸借契約書（金利特約書も）、抵当権設定契約証書のコピー  
⇒申請者所有または融資を受けている金融機関等
- 金融機関発行の償還明細書（返済計画表）のコピー  
⇒申請者所有または融資を受けている金融機関等
- 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）【原本】  
⇒法務局
- 不動産売買契約書のコピー ※原本も持参  
【土地付き住宅（建売）購入の場合】  
⇒申請者所有
- 住宅の敷地の位置を確認できる図面（配置図）  
⇒申請者所有
- 各階の平面図（詳細がわかるもの）  
⇒申請者所有
- 店舗及び住宅の面積がわかる求積図及び求積表【店舗併用住宅の場合】  
⇒住宅購入先
- 母子健康手帳等の妊娠を証明する書類のコピー ※原本も持参  
【子どもはいないが、妊娠中である場合】  
⇒母子健康手帳：保健センター、妊娠証明書：産婦人科

■■承認申請の時期について■■  
登記完了後に、必要書類をそろえて申請してください。申請期限は取得日（新築表示登記日）から1年後ですが、受付期間は、4月から12月の開庁日のため、注意が必要です。

ただし、当年度中の利子支払額が上限10万円を超えないことが見込まれ、申請期限が翌年度中の方は、翌年度に承認申請をするほうが有利な場合もありますので、ご不明な点がある方は、住宅課（TEL47-8184）へお問い合わせください。

